

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・決算日の市場価格に基づく時価法
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価
- ② 出資金
市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物・・・・・・・・10～50年
 - 工作物・・・・・・・・30～60年
 - 船舶・・・・・・・・5～8年
 - 物品・・・・・・・・5～7年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法
（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
短期貸付金、長期貸付金、未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ③ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が3,000千円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（野田村における公金管理の方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積額が500千円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 消費税及び地方消費税の会計管理

税込み方式により処理しています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積額が500千円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 消費税及び地方消費税の会計管理

税込み方式により処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当なし
- (2) 係争中の訴訟等
該当なし
- (3) その他主要な偶発債務
該当なし

5 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

- (1) 対象範囲
一般会計
- (2) 出納整理期間について
地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (3) 表示金額単位
円単位で表示しています。
- (4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況
 - 実質赤字比率 －％
 - 連結実質赤字比率 －％
 - 実質公債費比率 7.4％
 - 将来負担比率 －％
- (5) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
45,489千円
- (6) 繰越事業に係る将来の支出予定額
繰越明許費 45,748千円

6 追加情報（貸借対照表に係るもの）

- (1) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
該当なし
- (2) 基金借入金（繰替運用）の内容
該当なし

(3) 地方交付税措置のある地方債
3,000,119千円

(4) 将来負担に関する情報

標準財政規模	1,997,738千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	306,657千円
将来負担額	5,604,574千円
充当可能基金額	3,444,744千円
特定財源見込額	0千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	3,000,119千円

(5) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
なし

7 追加情報（行政コスト計算書に係るもの）

(1) 基準変更による影響額の内訳
該当なし

8 追加情報（純資産変動計算書に係るもの）

(1) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

9 追加情報（資金収支計算書に係るもの）

(1) 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く。）	247,507千円
投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩収入を除く。）	△476,869千円
基礎的財政収支	△229,362千円

(2) 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）□	支出（歳出）
歳入歳出決算書□	3,805,945千円	3,578,126千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額□	0千円□	0千円
繰越金に伴う差額□	△202,828千円□	0千円
資金収支計算書□	3,603,117千円	3,578,126千円

- (3) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	341,553千円
投資活動収入の国県等補助金収入	88,727千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	△90,415千円
減価償却費	△1,219,836千円
賞与等引当金繰入額	△612千円
退職手当引当金戻入額	－千円
徴収不能引当金繰入額	△194千円
資産売却損	△28,642千円

純資産変動計算書の本年度差額 △909,418千円

- (4) 一時借入金

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は300,000千円です。

- (5) 重要な非資金取引

該当なし

※ 金額は千円単位で表示しております。表示単未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。